

# 建設リサイクル法の届出について

総 社 市

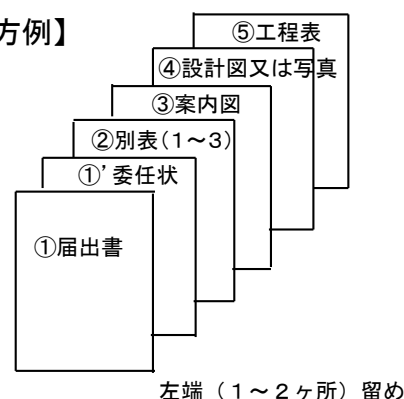
## 工事着手の7日前までに届け出てください

- ①工事着手とは、
  - (1)解体・新築工事など : 仮囲いなど仮設工事を開始する初日
  - (2)その他の工作物など : 実際の工事のための準備工事を開始する初日
- ②工事に着手できる日は、届出が受け付けられた日の翌日から7日目以降  
ただし、基準に適合していない場合に行う変更命令などの指示があった時は、この限りではありません。

## 届出に必要な書類（各一部）

- ①「届出書」（様式第一号(変更は第二号)）
- ①' 委任状(代理人による届出の場合)
- ②「分別解体等の計画等」  
(別表1, 2, 3のうち該当するもの)
- ③案内図(住宅地図又は都市計画図)
- ④設計図(立面図)又は写真  
解体工事など図面がない場合、A4判の台紙に写真を貼付して提出してください。  
なお、写真はデジタルカメラ等でも可。
- ⑤工程表  
「届出書」に工程の概要が記載できない場合

### 【綴り方例】



## 届出場所

提出窓口：総社市建設部建築住宅課建築指導係

TEL 0866-92-8289

## 審査・受付、届出済証（ステッカー）の交付

- ①担当者が窓口で審査を行います。
- ②審査の結果、基準に適合していると認められる場合、受付を行い、届出済証（ステッカー）を交付します。  
※後日、正式な審査を行った結果、基準に適合していないと認められた場合、訂正等を行って頂くこととなります。

## 工 事

- ①標識の掲示、届出済証（ステッカー）の貼付  
「建設業の許可票」又は「解体工事業者登録票」の標識に貼付
- ②工事着手(解体工事の場合は、分別解体が必要)
- ③工事完了